

法曹志願者の動向と職域拡大に見る法と社会

「多様な人材」を確保する試みの現状と展望¹

鹿児島大学大学院司法政策研究科教授

米 田 憲 市

1. 本稿の課題

(1) 司法制度改革の課題と念頭に置いた「法曹像」

平成13年6月に『司法制度改革審議会意見書』ⁱⁱが公表され、いわゆる司法制度改革が着手されて以来、13年が経過した。そこで掲げられた提言を実行に移す「司法制度改革」の作業はすでに一段落しており、現在はそれを踏まえた次の段階に進みつつある。

『意見書』では、＜内外の社会経済情勢が大きく変容している中で、我が国において司法の役割の重要性が増大していることを踏まえ、司法制度の機能を充実強化することが緊要な課題であることにかんがみ、次の三点を基本的な方針として、各般の施策を講じることにより、我が国の司法がその役割を十全に果たすことができるようにし、もって自由かつ公正な社会の形成に資することを目標として行われるべきものである＞として、この三点の第二として、＜「司法制度を支える法曹の在り方」を改革し、質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する＞ことを課題に掲げていた。これに基づいて、法曹養成制度の改革が実施されたのである。

そして、『意見書』では、概略以下の通りの「新しい法曹像」の実現を掲げ、社会における法曹のあり方の変容を求めていた。

○＜国民が自律的存在として、多様な社会生活関係を積極的に形成・維持し発展させていくために、「司法の運営に直接携わるプロフェッションとして」、『国民の社会生活上の医師』＞になり、＜各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供する＞法曹。

○＜個人や企業等の諸活動に関連する個々の問題について、法的助言を含む適切な法的サービスを提供することによりそれらの活動が法的ルールに従って行

われるよう助力し、紛争の発生を未然に防止するとともに、更に紛争が発生した場合には、これについて法的ルールの下で適正・迅速かつ実効的な解決・救済を図ってその役割を果たす>法曹。

○<法の支配の理念を共有しながら、今まで以上に厚い層をなして社会に存在し、相互の信頼と一体感を基礎としつつ、それぞれの固有の役割に対する自覚をもって、国家社会の様々な分野で幅広く活躍する>法曹。

『意見書』では、こうした「法曹像」を掲げて、社会におけるこれまでの法曹のあり方に変容を求め、改革の目標として<高度の専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において厚い層をなして活躍する>法曹を獲得することが目標とされたのである。

司法制度改革審議会が、この新しい「法曹像」や法曹のあり方を獲得するための手段としたのが、法科大学院を中核とする法曹養成制度である。

『意見書』では、<今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、……枚挙に暇がない>とされ、司法試験の合格者数は<平成16（2004）年には合格者数1,500人達成を目指すべきである>として、<法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべき>とされた。

そして、法科大学院の入学者選抜では、法学の知識を問わない「適性試験」を導入して、これを必須とすることで、<公平性、開放性、多様性の確保を旨と>することが謳われ、社会人の積極的な受入など、従前の法曹志願者と異なる属性を持った人材を含む、より広い領域から、より多くの人材が法曹を目指すように促し、専門職大学院として整備した法科大学院でのトレーニングを課し、法律以外の素養を伴った法曹をより多く送り出すことで、彼／彼女らが様々な分野に進出して<厚い層>をなすことを期待し、その実現によって改革を達成しようとしたのである。

（２）本稿での作業

このように『意見書』では、改革が目指す<この国のかたち>を実現するた

めに、法以外の多様な専門分野の人材や社会経験を持つ者を法科大学院に進学させることと、修了後、司法試験に合格して多様な分野に進出させることを目指していた。すなわち、これまでの法曹の給源を「多様化」させて志願者の質と量とともに拡大し、「点」の選抜から「プロセス」での法曹養成を行うことで法律家としての能力としての質を維持しつつ量を拡大して、その彼ら／彼女たちがこれまで以上に＜社会の様々な分野＞に進出し、法曹の職域を拡大する意味での「多様化」を目指していたのである。

そこで本稿では、この2つの面の「多様化」に注目し、この司法制度改革によって創設された法曹養成制度の人材獲得状況と、法曹養成過程を出た後に進んだ職域に注目して、その動向を検討する。

この課題に取り組むに当たっては、残念ながらその全貌を正確に把握できる資料が存在するわけではない。そのため、実態から見れば断片的な資料や大まかに把握されているデータから推論することや、いくつかの前提を持って資料を解釈することで議論を進めなければならない。このことを前置きした上で、以下、司法制度改革によって実現が目指された「法曹像」の現実における帰趨を明らかにし、最後に法曹養成制度とこれからの法曹のあり方を展望したい。

2. 法曹養成制度全体の人材獲得状況

まず、司法制度改革で設けられた法曹養成過程への志願者の全体状況、すなわち、この法曹養成制度の人材獲得の状況を把握しておこう。それには、法科大学院の受験者数を見ることは無意味であり、全ての法科大学院の出願要件である、いわゆる「適性試験」ⁱⁱⁱの受験者実数の動向に目を向けることが本来適切である。

この制度の開始当初、「適性試験」は、2つの団体が主催して別々に実施されていた。大学入試センター主催のもの（以下、DNC適性試験という）と、日弁連法務研究財団主催のそれ（以下、財団適性試験という）である。各法科大学院は、出願時の提出書類としてこれらのいずれか、あるいは、両方の試験を指定し、その一方の成績を入学者選抜の評価の対象の一部として用いていたのである。

しかしながら、この二つの団体が並行して試験を実施していた時期において

は、正確な受験者数を把握することができない。というのは、①主催団体が別々であり、個人情報の扱い等の事情も踏まえて受験者情報の照合作業をしなかったこと、②DNC適性試験は当初から全ての法科大学院が入学試験の受験要件に該当する「適性試験」として認めていたが、財団適性試験は当初は一部の大学しか認めておらず徐々に認める法科大学院が増加したという事情、③各法科大学院が、これらいずれか一方をうけていれば個別入試の受験要件を満たしたとする場合でも、二つの適性試験を重複して受験する人といずれか一方だけを受験している人が混在しているためである。そのため、この体制で実施されていた平成15年度から平成22年度までについては、法曹を目指して「適性試験」を受験した実受験者の正確な数を把握できない。

そこで、大まかな傾向だけを把握するために、便宜的に各団体の受験者数をたどると次の図1と表1になる。平成15年度は、DNC適性試験では追試験と合わせ35521人が受験し、財団適性試験は18355人が受験している。この間、財団適性試験には多少の増減が見られるもの（おそらくは受験要件として採用する大学が増えたことによりDNC適性試験と重複して受験する者が増加してのことと思われる）、2団体が実施した最後の平成22年度には、DNC適性試験が7090人、財団適性試験が6987人となっており、全体として減少傾向が続いていたことは明らかであった。

図 1

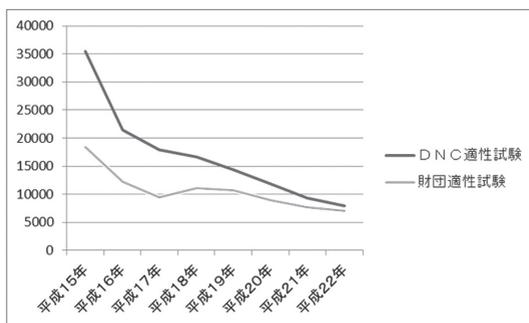


表 1

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
DNC適性試験	35521	21429	17872	16680	14323	11870	9370	7909
財団適性試験	18355	12249	9489	11144	10698	8920	7663	6987

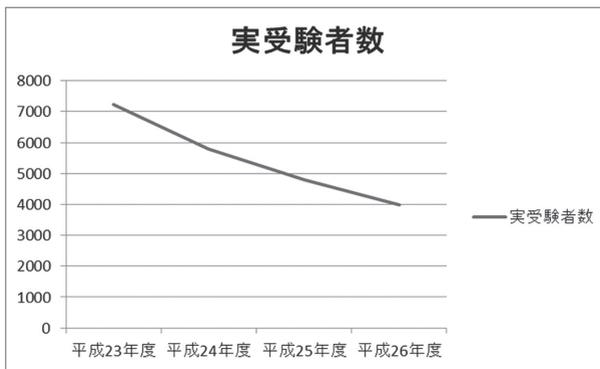
※DNC適性試験は、平成15年度は本試験を受けていないものに再度チャンスを与える特別な追試験を実施しており、他の年度とは事情が異なる。

そして、平成23年度から、この「適性試験」の実施主体が「適性試験管理委員会」に一本化され、それ以前と基本的に同様に年2回の受験機会が確保されるようになるとともに、実受験者数が把握できるようになった。その動向は表2と図2である。

表 2

	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	第1回	第2回	単純合計	第1回	第2回	単純合計	第1回	第2回	単純合計	第1回	第2回	単純合計
受験者数	5946	7383	13329	5186	5974	11160	4387	4965	9352	3599	4070	7669
実受験者数	7221			5801			4792			3994		
対前年比減少率	—			19.7%			17.4%			16.7%		

図 2



このように、平成23年度から平成26年度まで、実受験者数の減少は一貫した傾向となっており、平成23年度からみれば平成26年度は44.6%の減少であり、全体として強い減少傾向があると言ってよいだろう。

このような事情の下で、新しい法曹養成制度が始まってからの全体の動向を

把握するために、おおざっぱな方法が許されるものとして、各年2回の適性試験が実施されたものと見なし、これらを受験した者を延べ人数で比較してみよう。

すると、司法制度改革によって設けられた法科大学院を經由した法曹養成過程の人材獲得状況は、平成15年の制度設立当初の53876人から、平成26年度の7669人へと85%程度の減少となっている。その後もさらに減少傾向は続いており、「適性試験」の受験実員数が公表されている平成23年から26年を見ると、平成23年の7211人から平成26年の3994人にまで減少している。一応、受験者数の減少割合は微妙に逡減傾向にあり、他の条件に変更がなければ、3000人を割ることなく底を迎えるかもしれない^{iv}ものの、実態として、この10年間の法曹養成過程の人材獲得状況をみると、志願者は激減したと評価するのが適切であり、現状に基づけば、今後もどこまで減少するかは予断を許さないという状況であろう。

3. 法曹養成過程の獲得人材の「多様性」の状況

全体数としての人材確保状況は上記「適性試験」受験者の動向が示すとおりであり、減少の一途をたどっているが、『意見書』で新しい法曹養成制度が目指すものとしていた、従前の法曹志願者と異なる背景を持った人材を含むより広い領域の人材が法曹を目指すという点、すなわち「多様性」の確保のその状況はどのような動向にあるのだろうか。

DNC適性試験の報告書には出身学部等類型別受験者数が、財団適性試験と統一適性試験の報告書には、年齢層、出身専攻別、職種別、受験地別の内訳が示されている。ここでは、それぞれの属性のなかの類型等の分類項目が占める割合に注目して、法曹志願者の「多様性」確保の状況を検討する。

(1) 適性試験受験者の「多様性」の動向

(ア) 年齢層

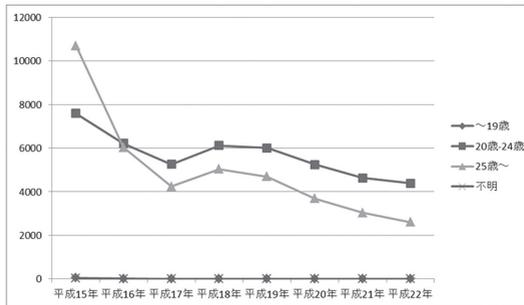
多様性を象徴する社会経験を示す大きな指標のひとつは年齢である。平成15年度から22年度までの「適性試験」の受験者の年齢層の情報は、DNC適性試験の報告書には掲載されておらず、財団適性試験の報告書のみに掲載されている。

財団適性試験の「試験結果」によれば、表3と図3が示すとおり、受験者数では、平成15年度は「24歳以下」が7583人、「25歳以上」が10698人であったものが、平成22年度には「24歳以下」4384人、「25歳以上」2603人と、ともに大きく減少している。

表 3

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
～19歳	52	9	—	—	—	—	—	—
20歳-24歳	7583	6210	5254	6115	6008	5240	4633	4384
25歳～	10698	6030	4234	5029	4690	3680	3030	2603
不明	22	—	1	—	—	—	—	—
合計	18355	12249	9489	11144	10698	8920	7663	6987
～19歳	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20歳-24歳	41.3%	50.7%	55.4%	54.9%	56.2%	58.7%	60.5%	62.7%
25歳～	58.3%	49.2%	44.6%	45.1%	43.8%	41.3%	39.5%	37.3%
不明	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

図 3



実数においても、当初は「25歳以上」が多かったのが逆転し、24歳以下の受験者の方が多くなっている点が象徴的であり、当初は、『意見書』の目指すところに沿って、社会経験を有する志願者が多かったと言えると思われる。

この期間の実員数の減少率は、「24歳以下」で42.1%減、「25歳以上」は75.7%減であり、大卒程度以上の年齢に該当するものが志願しなくなったことが、全体の減少に大きく寄与している。

平成23年度以降も、受験者の実数は「24歳以下」「25歳以降」とともに減少し

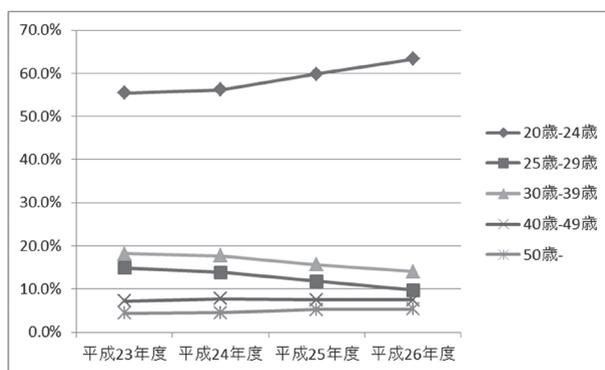
ているが、減少率は「25歳以上」の方が大きく、「24歳以下」が占める割合が高まる傾向が継続する。

表 4

統一適性試験年齢別受験者数・占有割合

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
20歳-24歳	3995	55.4%	3258	56.2%	2867	59.8%	2530	63.3%
25歳-29歳	1073	14.9%	804	13.9%	566	11.8%	389	9.7%
30歳-39歳	1309	18.2%	1027	17.7%	751	15.7%	561	14.0%
40歳-49歳	517	7.2%	453	7.8%	357	7.4%	300	7.5%
50歳-	317	4.4%	259	4.5%	251	5.2%	214	5.4%
合 計	7211	100.0%	5801	100.0%	4792	100.0%	3994	100.0%

図 4



統一適性試験の報告書によれば、表 4 と図 4 が示すとおり、平成23年度には24歳以下は3995人で、受験者の55.4%を占め、25歳以上は3216人ほどで受験者の44.7%だった。これが平成26年になると24歳以下は2530人で受験者の63.3%を占め、25歳以上が1464人ほど、36.7%になっている。このように、受験者はともに減少しているが、減少率は25歳以上の方が大きく、24歳以下が占める割合が高まる傾向がある。

このように、年齢層に注目すると、一貫して24歳以下の受験者の割合が高まる傾向があり、志願者は若い年齢層への偏りを強くしている。現在の法曹養成制度は、社会経験を持つ人材を法曹養成過程に呼び込むことが目論見とされていたが、現在までそれを促進する機能を果たしていない。それどころか、回を

重なるにつれ、遠ざける機能を果たしていることが分かる。

(イ) 職種

法曹養成制度が多様な人材を獲得できているかという点では、職種の広がりも注目すべき指標となる。この情報も、DNC適性試験の報告書にはなく、財団適性試験と統一適性試験の報告書にのみ情報がある。財団適性試験と統一適性試験の報告書から、学生、有職者（公務員・会社員・教職員・自営業・主婦・自由業）、無職・その他・不明にまとめてみると、次のようになる。

平成15年度と平成22年度について財団適性試験、平成23年と平成26年度の統一適性試験の報告書から作成したのが表5である。

【表5：職種別】

	財団適性試験				統一適性試験			
	平成15年		平成22年		平成23年度		平成26年度	
学 生	5225	28.5%	3892	55.7%	3649	50.7%	2423	60.7%
有職者	4872	26.5%	1284	18.4%	1543	21.4%	768	19.2%
無職その他不明	8258	40.5%	1811	25.9%	2012	27.9%	803	20.1%
合 計	18355		6987		7204		3994	

図 5

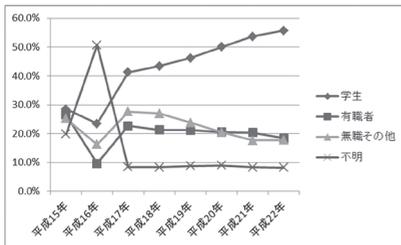
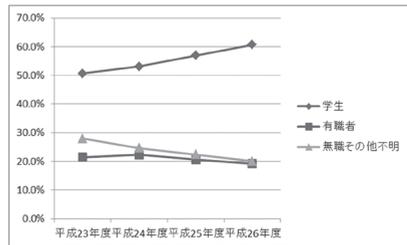


図 6



このように、財団適性試験の平成15年度から平成22年度、統一適性試験の平成23年から25年と、それぞれの類型での受験者数が減少する傾向の中で、「学生」の割合が高まっている。

なお、「学生」にも、社会経験を積んだものが含まれるかもしれないが、先の「年齢層」と考え合わせると、やはり法曹養成制度は社会経験を積んだものの確保を促進する機能を果たしていないといわざるをえない。

(ウ) 出身専攻別

出身専攻別については、まず、全ての法科大学院が出願要件として採用したDNC適性試験の報告書を参照する。その平成15年度から22年度まで報告書の「出身学部等類型別受験者数」を「法学部」「法学部以外・その他（理系を含む）」「その他・不明」にまとめると、表6の通りにまとめることができる。

【表6：DNC適性試験の出身学部等類型別受験者数の動向】

	平成15年	平成15年 (追試)	平成15年 (計)	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
法学部出身	17202	3517	20719	13219	11995	11394	9842	8327	6721	5884
法学部以外・ その他	10566	3467	14033	8079	5796	5231	4424	3498	2631	1992
うち理系	2646	945	3591	2115	1410	1234	1055	863	608	414
無記入	557	190	747	-	-	-	-	-	-	-
合計	27768	6984	34752	21298	17791	16625	14266	11825	9352	7876
法学部出身(率)	61.9%	50.4%	59.6%	62.1%	67.4%	68.5%	69.0%	70.4%	71.9%	74.7%
法学部以外・ その他(率)	38.1%	49.6%	40.4%	37.9%	32.6%	31.5%	31.0%	29.6%	28.1%	25.3%
うち理系(率)	9.5%	13.5%	10.3%	9.9%	7.9%	7.4%	7.4%	7.3%	6.5%	5.3%

図 7

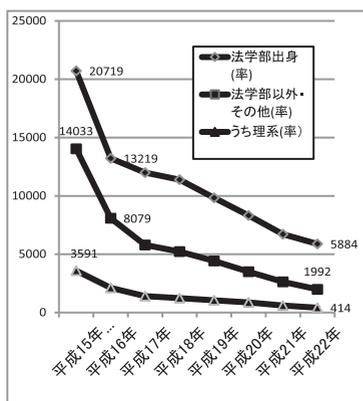
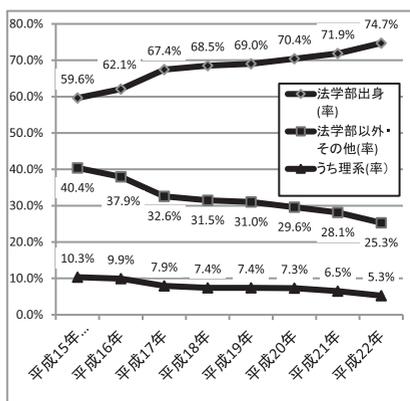


図 8



DNC適性試験の受験者数は、平成15年度には3万5千人強を数え、「法学部以外・その他」の受験者数も1万4千人ほどで、全体の受験者数の40%を占めていた。しかし、全体の受験者数とともに「法学部以外・その他」の受験者数

も受験者数に占める「法学部以外・その他」割合も減り続けて、平成22年には受験者数は2千人弱まで、そして占める割合も25%程度にまで減少した。

一方、財団適性試験の報告書によれば、平成15年度、16年度は「不明」が多かったのでそれ以降で見ると、平成17年度は「法律以外」は実員2942人で全体の31.3%であったのが、平成22年度には1762人で25.2%となっており、DNC適性試験の受験者数の動向とその中で法律以外を専攻していた者の割合とほぼ同様の傾向を示している。

この後の平成23年度以降について、統一適性試験の報告書をまとめると表7を得ることができる。

【表7：統一適性試験の受験者数と出身専攻別の内訳】

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
法律	5418	75.1%	4179	72.0%	3712	77.5%	3160	79.1%
法律以外の文系・自然科学・理工	1392	19.3%	1358	23.4%	1012	21.1%	775	19.4%
うち自然科学・理工	258	3.6%	277	4.8%	195	4.1%	162	4.1%
その他・不明	401	5.6%	264	4.6%	68	1.4%	59	1.5%
	7211	100.0%	5801	100.0%	4792	100.0%	3994	100.0%

図 9

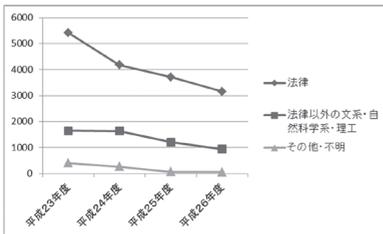
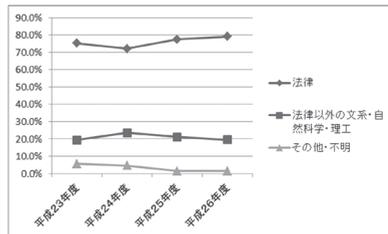


図 10



このように統一適性試験の平成23年以降の受験者の動向を見ると、受験者全体の減少に伴って、各カテゴリーの受験者実数も減っているが、ここ4年間は、出身専攻別のカテゴリーごとの比率では、微妙に法律を専攻するものが増えてきているが、明確な変化はなく比較的安定した状況にある。

これらをまとめれば、平成15年度から平成22年度までは、一貫して「法律」を専攻していた者の比率が高まり、多様な人材の確保の推進という点ではその

効果が低減し続けていた。そして、平成24年度以降は「法律」を専攻とする者は72.0%程度から80%弱へと、継続的に増加傾向で推移しており、その傾向に変わりはない。

また、人材の多様化の象徴とも言える自然科学・理工系出身者は、実数は継続的に減り続けており、志願者のうちの割合を見ても、平成15年度のDNC適性試験では10%程度であったものが、平成22年の5%強程度まで一貫して通減傾向を示し、平成23年度から26年度の統一適性試験においては、4%程度を推移しており底にきた感がある。

すなわち、現状の法曹養成制度は、「法律以外の文系」を専攻していた者を確保する能力は弱まっているが、いわゆる理系人材についてはほぼ底にあり、この程度で多様化の機能として評価すべきかは別の問題であるが、5%に及ばない程度で確保する機能を果たしている。

(エ) 受験地別

我が国社会が地域ごとの特色を持っていることは、言うまでもない事実であり、各地域に根ざした生活経験を持つ者を法曹養成制度に確保できるとすれば、法曹の「多様性」の一部を形成すると考えられる。この点、統一適性試験の報告書にのみ、受験地別の割合が掲載されており、それをまとめると表8のようになる。

【表8：統一適性試験の受験地別（9地区分類）受験者動向】

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
北海道	207	2.9%	156	2.7%	140	2.9%	119	3.0%
仙台	157	2.2%	131	2.3%	95	2.0%	86	2.2%
東京23区	3171	44.0%	2496	43.0%	2084	43.5%	1712	42.9%
都下・神奈川	1069	14.8%	939	16.2%	743	15.5%	632	15.8%
新潟・金沢	96	1.3%	86	1.5%	53	1.1%	38	1.0%
名古屋	302	4.2%	245	4.2%	215	4.5%	149	3.7%
京都・大阪・兵庫	1579	21.9%	1233	21.3%	1052	22.0%	904	22.6%
岡山・広島・松山	242	3.4%	190	3.3%	157	3.3%	120	3.0%
福岡・熊本・鹿児島・那覇	388	5.4%	325	5.6%	253	5.3%	234	5.9%
	7211	100.0%	5801	100.0%	4792	100.0%	3994	100.0%

統一適性試験は、実施費用について独立採算で運営されており、受験者数の減少のために実施費用が確保出来ず、平成25年度は各会場2回実施していたが、

平成26年度から受験者の少ない地方会場での実施を1回にする措置がとられたため、平成25年度以前と26年度以降は、実施条件が異なる。そのため、この表を読むにはやや注意を要するが、大まかに傾向をつかむという目的の範囲では、次のように言えよう。

まず、受験者全体に対する地域ごとの占める割合は、平成23年度以降の4年間は大きな変化はなく推移しており、法曹志願者の減少傾向は、全国的にほぼ同じインパクトで起こっているように見える。

すなわち司法制度改革後の法曹養成制度では、全体の人員数の減少があり、この割合でよいのか、という問題はあるものの、上記のような地域を指標にした程度の多様性を持つ人材確保機能を有していると言えると思われる。

(オ) 小 活

本節では、法曹養成過程の入口にある「適性試験」の受験者に関する報告書から、法曹養成制度が確保している人材の属性の変化を概観した。「年齢層」については、「24才以下」の割合が増加する傾向が高まり、「職種」も「学生」の割合が増加する傾向が高まっていることから、法曹志願者の社会経験の「多様性」の程度は制度創設当初に比べ低くなり続けている。「出身専攻別」では、現状で法律以外の専門の者は20%程度にまで減少してきており、うち5%程度の理系を専攻としていた者を制度に呼び寄せることに成功しているが、全体として、当初の40%程度に比べるとその割合は明らかに減少し続けている。「受験地別」については、少なくとも、地域的多様性は、9地区の分類では、この4年間は安定した傾向があるが、それ以前の資料はなく、今後は適性試験の実施会場と回数の変更、地方の法科大学院の募集停止の影響に注目する必要がある。

(2) 法科大学院の入学者における人材の「多様性」

次いで、法科大学院の入学者選抜の結果として、どの程度の「多様性」が確保されているかを確認したい。法科大学院の入学者の属性の詳細については、平成26年度までの入学者に関する情報として「学部系統別の入学状況」と「社会人」についての人員数が公表されている。

それを、適性試験の受験者情報と合わせてまとめると、次のようにまとめる

ことができる。

表 9

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
志願者数	72800	41756	40341	45207	39555	29714	24014	22927	18464	13924	11450
適性実員数	N/A	7211	5801	4792	3994						
法律	N/A	5418	4179	3712	3160						
法律以外文系	N/A	1134	1081	817	613						
自然科学/理工	N/A	258	277	195	162						
その他不明	N/A	401	264	68	59						
法律以外全体	N/A	1793	1622	1080	834						
入学者数	5767	5544	5784	5713	5397	4844	4122	3620	3150	2698	2272
法学	3779	3884	4150	4223	3987	3620	3254	2872	2559	2195	1926
法学以外全体	1988	1660	1634	1490	1410	1224	868	748	591	503	346
文系(法学以外)	1269	1050	1138	1061	972	801	572	517	406	348	252
理系	486	432	326	273	282	247	131	134	94	84	58
その他	233	178	170	156	156	176	165	97	91	71	36
社会人	2792	2091	1925	1834	1609	1298	993	763	689	521	422
うち既修	1038	687	718	717	597	464	348	294	300	214	180
うち未修	1754	1404	1207	1117	1012	834	645	469	389	307	242
法学 対入学者	65.5%	70.1%	71.7%	73.9%	73.9%	74.7%	78.9%	79.3%	81.2%	81.4%	84.8%
非法学 対入学者	34.5%	29.9%	28.3%	26.1%	26.1%	25.3%	21.1%	20.7%	18.8%	18.6%	15.2%
文系(法学以外)	22.0%	18.9%	19.7%	18.6%	18.0%	16.5%	13.9%	14.3%	12.9%	12.9%	11.1%
理系	8.4%	7.8%	5.6%	4.8%	5.2%	5.1%	3.2%	3.7%	3.0%	3.1%	2.6%
その他	4.0%	3.2%	2.9%	2.7%	2.9%	3.6%	4.0%	2.7%	2.9%	2.6%	1.6%
社会人 対入学者	48.4%	37.7%	33.3%	32.1%	29.8%	26.8%	24.1%	21.1%	21.9%	19.3%	18.6%
うち既修	18.0%	12.4%	12.4%	12.6%	11.1%	9.6%	8.4%	8.1%	9.5%	7.9%	7.9%
うち未修	30.4%	25.3%	20.9%	19.6%	18.8%	17.2%	15.6%	13.0%	12.3%	11.4%	10.7%

(ア) 学部系統別の入学状況

法科大学院の設立当初の平成16年度は入学者数5767名に対して、「法学」は3779人で65.5%、「法学以外全体」が1988人、34.5%であった。

この後、法科大学院の入学定員の削減とともに、実質競争倍率の2倍の確保などの施策が採られたことにより、平成20年度から平成26年度までに入学者の全体数は半分以下になり、平成26年度の入学者数は2272人、平成16年度に比して入学者数は60.6%の減となった。

このなかで、「法学」「法学以外全体」それぞれの実入学者数も一貫して減少をたどる一方で、「法学」の占める割合が高まっていった。平成26年度には、「法学」は1926人、84.8%となり、「法学以外」は346人、15.2%となった。「法学以

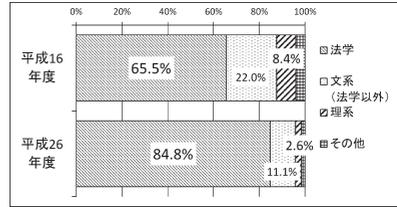
外」のうち「理系」に注目すると、当初の平成16年度は486人、8.4%であったが、占める割合は多少上下があるものの人数は減少し、平成26年には58人、2.6%となっている。

これを表とグラフにして示すと次の通りである。

表 10

	平成16年度		平成26年度	
入学者数	5767		2272	
法学	3779	65.5%	1926	84.8%
法学以外全体	1988	34.5%	346	15.2%
うち文系(法学以外)	1269	22.0%	252	11.1%
うち理系	486	8.4%	58	2.6%
うちその他	233	4.0%	36	1.6%

図 11



(イ) 社会人の入学状況

法科大学院における「社会人」の定義は多様である。各法科大学院による募集要項での定義が一樣ではなく、文部科学省に報告する際の数え方も、各法科大学院で必ずしも一意ではない。しかしながら、傾向をつかむ目的の範囲で用いることとして、報告された「社会人」の人数によれば、平成16年度には2792人が入学し、入学者の48.4%を占めていた。しかし、その後、実員数も入学者に占める割合もほぼ一貫した傾向で減少し、平成26年度には、422人、18.6%にまで減少している。

表 11

	平成16年度		平成26年度	
入学者数	5767		2272	
社会人	2792	48.4%	422	18.6%
うち既修	1038	18.0%	180	7.9%
うち未修	1754	30.4%	242	10.7%

(ウ) 小括

ここに示したとおり、法科大学院の入学者の属性の動向を見ても、「多様性」を確保する機能は、制度設立当初に比べ「学部系統別」で実員数でほぼ5分

の1になり、占める割合で半減、「社会人」では実員数で5分の1、占める割合で5分の1程度にまで弱まっている。

現状では、司法試験の合格者については、未修・既修の別以上には示されておらず、法学以外を専攻した者や社会人が多く含むことを想定した「未修」に多くの法学出身の学生が含まれていることから、法曹養成制度が確保した人材の「多様性」について、これ以上に依ることができる資料はないと思われる。

改めて言えば、現在のところ、法科大学院入学後のレベルで「多様性」の確保の程度をみれば、「学部系統別」で見ると、「法学以外」で2割程度、「理系」は5%に満たない。そして、「社会人」は全体の2割程度に止まるということである。

(3) 予備試験受験者を通じての「多様性」機能

『意見書』によれば、司法試験予備試験（以下、単に「予備試験」という）の実施の理由は「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」からとされており、「多様性」の確保のひとつの手段と位置づけられていたといえる。

そこで法務省が公表している予備試験についての「参考情報」^{vi}をみると、受験者と最終合格者の「年齢別」「職種」「最終学歴」が公表されているので、この点について検討してみる。

(ア) 予備試験における年齢層の「多様性」

予備試験の受験者の年齢層を、「24歳以下」と「25歳以上」で見ると、

表 12

	受験者数				最終合格者			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
24歳以下	1175	1755	2935	3490	40	87	207	204
	18.1%	24.4%	31.7%	33.7%	34.5%	39.7%	60.0%	57.3%
25歳以上	5302	5428	6316	6857	76	132	138	152
	81.9%	75.6%	68.3%	66.3%	65.5%	60.3%	40.0%	42.7%

図 12

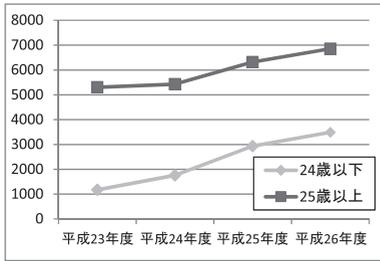
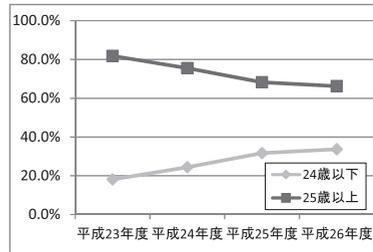


図 13



すると、表12の通り予備試験全体の受験者が増加する中で、「24歳以下」では平成23年度の1175人から平成26年度の3490人、「25歳以上」では同、5302人から6857人とともに増加している。しかし、明らかに「24歳以下」の受験者数の増加の割合が高い。

これを司法試験の受験資格を得る最終合格者で見ても、図14、図15の通り同様の傾向がある。

図 14

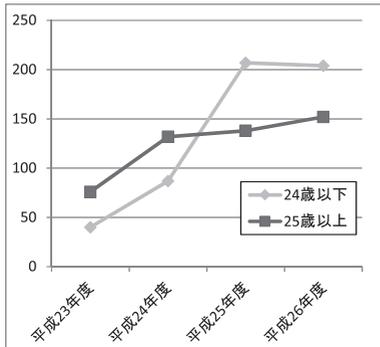
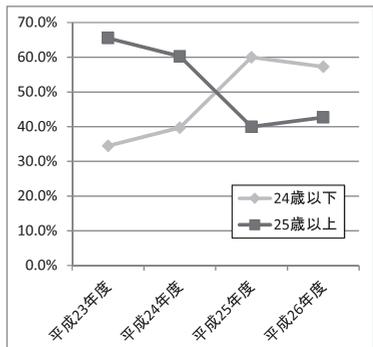


図 15



司法試験の受験資格を獲得する最終合格者を見ると、「24歳以下」では、平成23年度の40人から平成25年度の207人、「25歳以上」では同、76人から138人とともに増加しているが、こちらも明らかに「24歳以下」の最終合格者数の方が増加の割合が高い。平成25年度には占める割合でも逆転しており、「24歳以下」

の受験者の最終合格率の高さが際立つ結果になっている。

(イ) 予備試験における申込時の職種の「多様性」

職種については、「参考情報」に示された受験申込時の職種を、学部学生・大学院生、法科大学院生、有職者、無職、その他にまとめて、受験者数と最終合格者数の動向をみる。

表 13

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
学部学生・大学院生	1242	1660	2470	2872	19.2%	23.1%	26.8%	27.8%
法科大学院生	192	526	1456	1846	3.0%	7.3%	15.8%	17.8%
有職者	2590	2571	2739	2936	40.0%	35.8%	29.7%	28.4%
無職	2153	2122	2198	2298	33.2%	29.5%	23.8%	22.2%
その他	300	304	361	395	4.6%	4.2%	3.9%	3.8%
	6477	7183	9224	10347	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

受験者数は、受験者全体の傾向に従って各カテゴリーで増加傾向にあるが、「学部学生・大学院生」では平成23年度の1242人から平成25年度の2470人とほぼ倍増しているものの、「法科大学院生」では平成23年度の192人から同1456人と7倍超になっている。この一方で、「有職者」「無職・その他」は増加傾向を示してはならず、その占める割合は減少しており、平成23年度は8割弱であったのが、平成25年度には6割を割り、半分以下になった。

図 16

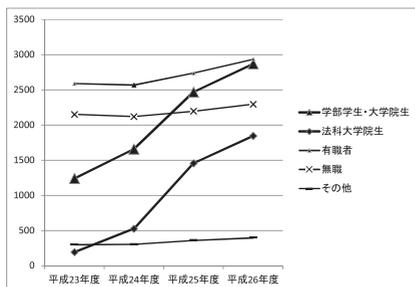


図 17

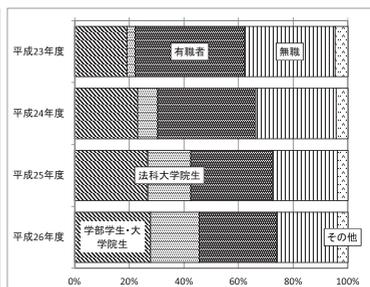


表 14

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
学部学生・大学院生	40	69	107	116	34.5%	31.5%	30.5%	32.6%
法科大学院生	8	61	162	165	6.9%	27.9%	46.2%	46.3%
有職者	35	42	38	38	30.2%	19.2%	10.8%	10.7%
無職	32	41	36	34	27.6%	18.7%	10.3%	9.6%
その他	1	6	8	3	0.9%	2.7%	2.3%	0.8%
	116	219	351	356	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図 18

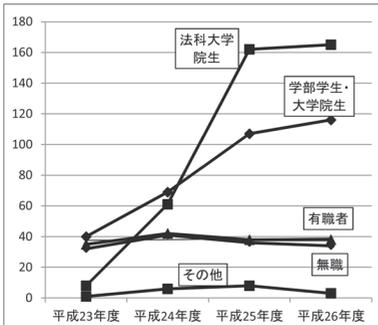
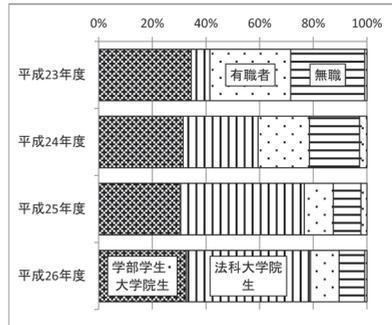


図 19



最終合格者数については、表14に示す通りこの平成23年度から4年間で116人から356人へと3倍強増している。しかし、実員数でその内訳を見ると、「有職者」「無職・その他」は横ばいなのに対して、「学部学生・大学院生」は40人から116人と3倍弱に、「法科大学院生」は8人から165人へと20倍強の増加を示している。最終合格者数に占める割合は、「法科大学院生」が平成23年から25年まで急増し、平成26年度までに半数弱を占めるようになり、「学部学生・大学院生」と合わせて8割に近づく勢いであり、「有職者」「無職」は減少傾向にある。

「学部学生」「法科大学院生」が、受験者、合格者ともに増加している点は、この層が法科大学院制度からは生み出されない社会層であり、確かに「素朴な意味での多様性」を高めているが、『意見書』における予備試験の趣旨から言えば、この層の増加による多様性の推進には否定的であり、『意見書』が想定する法曹像からすれば、逆に多様性推進の弊害とも評価すべきだろう。

とはいえ、現実として「制度が許している」という事情の下での動向も、こ

の先、いくつかの変動要素をはらんでいる。

たとえば、「法科大学院生」の受験については、法科大学院への志願者の減少が継続し、定員削減や募集停止をする法科大学院が続出しており、この層からの予備試験受験者数は、早晚頭打ちになることは明らかであることである。

さらにこの層では、平成27年度司法試験より短答試験が憲法、民法、刑法の3科目に絞られたのに対して、予備試験では法科大学院の学修内容相当を課すために、上記3科目に加え、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法の短答科目試験、そして一般教養科目の継続が予定されている。これを「試験対策」をする側から見ると、これまでの司法試験対策の一貫のなかで模擬試験のような役割を果たし得たのとは比べ、今後、法科大学院の学生にとって予備試験対策に取り組むことは、相当負担が大きくなっているようにも見える。

また、地方の法科大学院の定員削減や募集停止の動向は、学修機会を減少あるいは喪失させることであり、地方在住者の法科大学院制度を通じた法曹への道を断つことにつながっている。それでも目指すとすれば、自力で予備試験対策をすることが最も現実的であろう。このことによる、予備試験受験者層への影響は、地方の法学教育のなかで、どの程度そのことを踏まえた対応がなされるのかにかかっていると思われ、その動向が注目される。

なお、「法科大学院生」には、社会経験を有する者が一定程度含まれているとも考えられるが、平成23年度から平成26年度の予備試験に法科大学院生として受験しうる時期に入学した学生のうち、「社会人」の占める割合は24%から20%弱程度で遞減傾向にあり、重ねて予備試験の最終合格者の年齢層について「24歳以下」の合格者数が急速に増加していることを見ると、「法科大学院生の増分には、社会人も含まれている」ことを強調することはできない。

平成26年度までの予備試験の申込時の現職の状況の傾向から言えることは、「有職者」と「無職・その他」とを合わせた、やや広い意味で社会経験を持つ者を呼び込む機能は、70人から80人程度に止まっており、予備試験の合格者が増加していると言われるが、その増分は、「学部学生」「法科大学院生」によって占められているということである。

(ウ) 予備試験の最終学歴の「多様性」

予備試験の「参考資料」には、最終学歴の分類に基づいた受験者の状況が報

告されている。ここに報告されているカテゴリーを、便宜的に「卒業」「中退」となっている者を「有職者・その他」にまとめ、「高校・短期大学・大学・大学院在学中」「法科大学院修了」「法科大学院在学中」にまとめ直すと以下のよう
な傾向を見ることができる。

表 15

	受験者数				最終合格者数			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
有職者・その他	4679	4444	4500	4620	52 1.1%	63 1.4%	34 0.8%	41 0.9%
	72.2%	61.9%	48.8%	44.7%	44.8%	28.8%	9.7%	11.5%
高校・短期大学・大学 ・大学院在学中	1264	1692	2511	2917	39 3.1%	69 4.1%	107 4.3%	115 3.9%
	19.5%	23.6%	27.2%	28.2%	33.6%	31.5%	30.5%	32.3%
法科大学院修了	336	492	716	919	19 5.7%	26 5.3%	46 6.4%	32 3.5%
	5.2%	6.8%	7.8%	8.9%	16.4%	11.9%	13.1%	9.0%
法科大学院在学中	198	555	1497	1891	6 3.0%	61 11.0%	164 11.0%	168 8.9%
	3.1%	7.7%	16.2%	18.3%	5.2%	27.9%	46.7%	47.2%
合 計	6477	7183	9224	12622	116	219	351	356

※ 最終合格者数欄の、%の上段は、対受験者数の合格率。下段は、合格者のなかでの占有率。

【最終学歴による予備試験受験者数（左）、合格者の比率（右）】

図 20

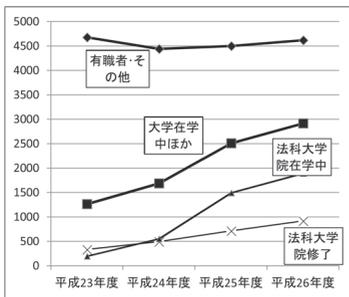
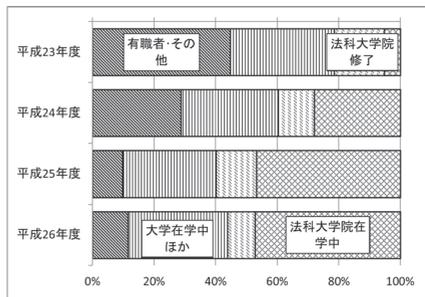


図 21



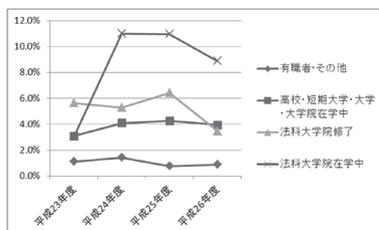
まず、予備試験が始まった平成23年以来、「有職者・その他」の受験者の実数は横ばいである。そして、平成23年度こそ、「有職者・その他」が受験者の7割超を占めるが、平成25年度まで受験者全体が増える中で、その割合は

50%を割り込むところまで減少している。増加しているのは、「高校・短期大学・大学・大学院在学中」である（その中では「大学在学中」のみが明らかな増加傾向を持っている）ことに注目すべきであり、また、「法科大学院在学中」「法科大学院修了」の受験者数が増加していることは明らかである。

最終合格者に目を向けると、「大学在学中」「法科大学院修了」「法科大学院在学中」は最終合格者数、全体の中で占める割合ともに増加傾向にあり、「有職者・その他」と「高校・短期大学・大学・大学院在学中」の「大学在学中」を除いた最終合格者数は横ばいであって、全体の中で占める割合は減少傾向にある。

さらに合格率を見ると、図22のように、初回を除く平成24年度以降、「法科大学院在学中」の合格者が10%強を推移しており、「有職者・その他」の1%前後の推移と比較すると、明らかな差が見られる。

図 22



(エ) 予備試験についての小括

以上、予備試験の実施状況の「参考情報」のデータから、予備試験が目指していた法曹の「多様性」を確保する効果に注目した整理を紹介した。

これによれば、「年齢層」では、「法科大学院生」「学部学生」の受験者と最終合格者の増加の影響と思われる若年化がみられる。出願時の「職種」「最終学歴」という指標では、社会経験を持った人材確保という点での「多様性」を促進する機能は、呼び寄せる意味での受験者数レベルでは5000人から5300人程度の間で横ばいであり、司法試験の受験者を送り込む機能としての最終合格者は毎年70人から80人程度を増減し、合格率も1%程度で安定している。

現状では、予備試験の受験者数や合格者数の増加が喧伝されているが、その内実は、「学部学生」「法科大学院生（法科大学院在学中）」「法科大学院修了者」の増加がその増加の基盤となっており、本来目指していた＜経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべき＞との制度趣旨は実現していない。

4. 職域拡大の状況

前節で明らかにしたとおり、司法制度改革によって創設した法曹養成制度は、その入口段階の適性試験、法科大学院の入学者、予備試験の受験者と最終合格者の動向を見ると限り、『意見書』が目指した法曹像や社会における法曹のあり方の「多様化」を促進するような機能は年を追って弱くなっている。すなわち、法曹の道を目指す者の「人材」の多様化の促進という点で、現在の法曹養成制度は欠陥を抱えており、初期に目指した機能を期待できないものになっているように見える。

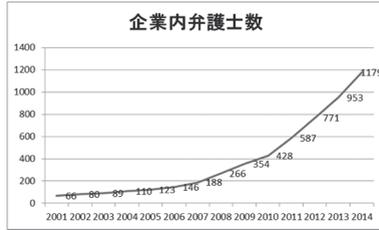
しかし、法曹養成過程を経たものを受け入れる社会は、どのような動向をたどってきたのであろうか。本節では、法曹の職域の動向を取り上げる。

(1) 企業法務への法曹有資格者の進出状況^{vii}

ア 企業内弁護士増加の動向

司法制度改革審議会が「枚挙に暇がない」としていた法曹の需要の主要分野のひとつとして、「企業法務」が考慮されていたことは間違いない。そして、企業内弁護士が平成16年の法科大学院創設時の2004年の107人から大幅に増加し、「平成25年1月までに1000人を超えた」と報道されていた^{viii}。

図 23



この報道は組織内弁護士協会^{ix}による調査をもとにしたものであり、ここでは同会が平成26年6月末までのデータとして公表している統計資料「企業内弁護士数の推移(2001年～2014年) 2 修習期別企業内弁護士数の推移」^xを用いて、動向を紹介したい。

2014年6月末の企業内弁護士数は、修習期別の登録弁護士数に対して、40期前後以降に1%を超える人数となり、50期前後以降はほぼ各期の3%から6%程度を占めている。各期の全体の実員数の増加にもかかわらずそれが占める率を下げることなく、かつ、その割合は微妙な増加傾向にある^{xi}。

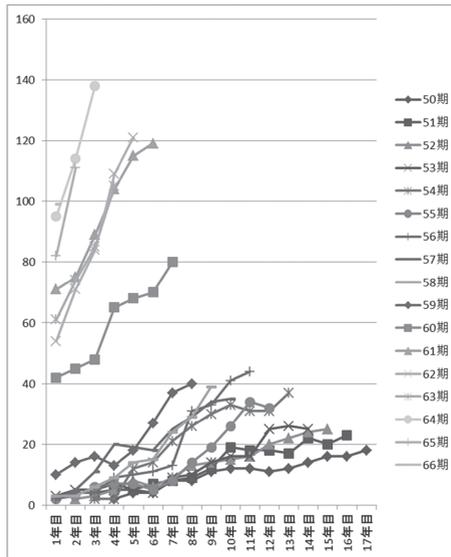
企業内弁護士の実員数は40期代で見ると3人から13人で平均6.8名、50期代で16人から44人の間で各期の平均で31.8人、新司法試験が始まった60期以降では80人から138人となっており、各期の平均で110.4人と最近弁護士資格を得た者ほど増加傾向にあることは明白である。

この資料を、修習期別に、縦軸に企業内弁護士の人数、横軸に経験年数をとってグラフにすると図23になり、修習期別に、経験年数に沿って企業内弁護士の数が増加している傾向を視覚的に把握することができる。

表 16

経験年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目
50期				2	4	4	8	8	11	12	12	11	12	14	16	16	18
51期			4	5	5	7	8	9	12	19	18	18	17	22	20	23	
52期		2	3	5	8	6	9	13	14	15	16	20	22	24	25		
53期	3	5	5	7	5	4	9	10	14	16	16	25	26	25			
54期			2	2	12	14	21	26	30	33	31	31	37				
55期	2	3	6	7	7	5	8	14	19	26	34	32					
56期	2	4	4	9	10	11	13	31	33	41	44						
57期	2	5	11	20	19	18	25	29	34	35							
58期	3	3	6	9	14	15	24	29	39								
59期	10	14	16	13	18	27	37	40									
60期	42	45	48	65	68	70	80										
61期	71	75	89	104	115	119											
62期	54	71	84	109	121												
63期	61	74	85	105													
64期	95	114	138														
65期	82	111															
66期	99																

図 24



これらから見て取れることは、企業内弁護士の増加は、修習直後の経験の少ない弁護士の採用という形だけではなく、増加率こそ60期代より低いものの、50期代の弁護士全般の採用に亘っており、企業側の弁護士を採用しようとする

対象として、世代を問わず幅広く門戸を開いてきているということである。

具体的な数値に言及すれば、60期以降は各期毎年平均16名強、60期から66期までで合わせて毎年90名程度は増加する勢いを示しており、それ以前の期に比べて、企業内弁護士の人員はもちろん、その増加傾向も強く、図24を見る限り、現在のところ止まる傾向にないことが分かる。

また、それ以前では、50期から53期は各期で1人から2人程度、54期以降59期までは2人から3人程度の増加を示しており、合わせると毎年30人程度増加している。以上から見ると、近時においては、司法修習後1年目で100名程度、それを超える経験を持つ者が100名程度の、合計200名程度は毎年増加して行く傾向が見られるⁱⁱⁱ。

イ 企業内法曹有資格者を生み出す基盤

上記の通り、企業内弁護士についての動向を紹介したが、現在の制度では、司法試験合格後司法修習に行かないで企業に就職することや、司法修習後に企業に就職し弁護士会に登録しない、「法曹有資格者」といわれる類型のケースもある。従って、司法制度改革によって生み出された法曹養成制度の下で司法試験を経て企業に就職しているものは、より多いとみるべきことになる。

こうした企業内弁護士や企業内法曹有資格者が増加してきている大きな事情としては、従前のタイプの業態の弁護士市場が飽和状況になって、地方の弁護士会でも競争が厳しいものになっており、これに対応して若手の弁護士は“転職先”の対象を、修習生は求職活動の対象を、企業内弁護士として雇用される領域にまで広げてきたということがあろう。

これを支えるのは当然、企業側の関心の存在であり、それを見過ごすことはできない。たとえば、平成25年1月から2月にかけて、企業の法務部門を会員とする経営法友会の会員企業を対象とした調査の結果ⁱⁱⁱⁱでは、回答企業のうち73.1%の企業が法曹有資格者の採用やそれに向けての取組に関心を持っていた。そして、すでに法曹有資格者を採用した企業のうち「より少ない教育期間やコストで戦力化できる」「事業の多様化・複雑化に対応するための法務部門の専門的能力の向上が期待できる」「即戦力として」など、全体として7割の企業がメリットについての回答をしていた。

また、2010年のいわゆる「法務部門の実態調査」では、すでに弁護士や法曹

有資格者を採用した経験のある企業は「是非採用したい」「できれば採用したい」と回答する割合が合わせて35.9%と、採用経験のない企業の6.6%に比べて明らかに高く、採用経験のある企業の85%弱が「是非採用したい」「できれば採用したい」「応募があれば検討する」のいずれかを回答している^{xv}。

こうした個別企業の関心の動向とともに、さらに付け加えねばならないのは、企業内弁護士や有資格者を生み出すための社会運動的活動が見られることである。組織内弁護士協会の活動はもちろん、法科大学院協会と連携して就職活動支援活動をしているジュリナビの活動、会員企業に対して法科大学院出身者の採用を促すとともに、企業法務の歴史や会員企業のプロフィールを掲載した会の創立40周年記念誌を各法科大学院に配布したり、法科大学院協会の就職委員会との間で法科大学院における企業法務のための教育プログラムの開発の取組等に取り組む、経営法友会の活動などを指摘できる。

企業法務という領域自体、現在の在り様として社会的な了解を獲得するまでに、社会運動的側面を持って発展してきたという事実があることに鑑みても、こうした運動の動向にも注目すべきである。

(2) 公務員への法曹有資格者の進出状況

司法制度改革審議会の議論でも、『意見書』でも、公務員への弁護士の進出はあまり想定されていなかった。しかし、政府内では平成20年11月から「法曹有資格者の公務員登用促進に関する協議会」を設けて、国家公務員制度改革推進本部事務局、人事院、総務省人事恩給局、総務省自治行政局、文部科学省、法務省により構成されるメンバーで協議していた^{xv}。また、法曹養成検討会議の設置以降、法曹有資格者の進出先として「公務員」が明確に位置づけられ、企業法務と並んで検討チームが設けられるとともに、制度的に弁護士が公務員になるという道筋がつけられた。

ア 国家公務員

新しい法曹養成制度から司法試験の合格を経て国家公務員になるという道で想定されている経路は2つである。そのひとつは、通常弁護士としての経験を前提としている任期付公務員の枠であり、もうひとつは国家公務員試験の総合職法務区分の試験に合格し採用されるというものである^{xvi}。

(ア) 国家公務員の任期付採用

弁護士が国家公務員になる場合の第一の事例は、実務経験を持ったものを想定したものであり、主としていわゆる任期付公務員という制度^{xvii}を活用したものである。この制度による在籍・採用状況については、法曹養成制度検討会議に人事院から出された資料が公表されている。その資料をもとに整理すると次のようになる。

表 17

任期付職員の平成24年12月31日における在職者数

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
任期付職員としての弁護士数	0	10	20	36	55	59	63	73	96	105	115	139	148
弁護士の増員数			10	16	19	4	4	10	23	9	10	24	9

表 18

任期付き職員法に基づく新規採用者数

新規採用者数	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
任期付職員としての新規採用弁護士	1	10	13	29	32	27	35	39	51	50	46	70	59
任期付職員としての弁護士の退職者数		1	3	13	13	23	31	29	28	41	36	46	50

図 25

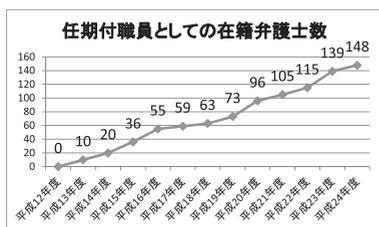
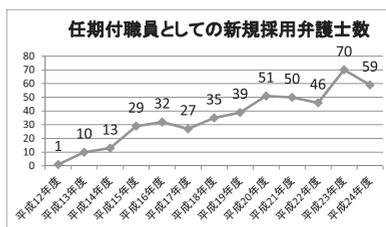


図 26



任期付職員としての弁護士数は、平成12年に立法措置がとられその直後の平成13年度の10名に始まり、平成24年までに在籍人員数で149名まで増加しており、毎年14人程度増員していることになる。また、新規採用者数は波があるものの、制度創設以降全体として増加傾向にあって、全体として毎年4人強、採用が増える傾向を示しており、特に最近の平成20年から24年の間では最少46人、最多70人の採用数となっている。

(イ) 国家公務員試験を通じたの採用

新司法試験が始まった平成18年度から20年度までは、金融庁ほか5つの省庁それぞれで新司法試験合格者を対象とした試験を実施しており、平成21年度からは新司法試験合格者対象として第2次選考までは複数省庁で共通の試験という選考も実施されるようになっていた。そこへの応募者は、平成18年度の8名に始まり、19年度の31名から平成23年度の105名まで、増加する傾向にあった。

また平成24年度から、国家公務員試験が大きく改革され、総合職と一般職に区分され、総合職の専門試験は司法試験の受験科目の中で対応できるようになった。総合職には、法務区分、院卒者試験、大卒程度試験という枠が設けられ、法務区分については、司法試験合格者のみに応募資格があり、司法試験の合格発表直後から受験申込が行われ、11月に採用されるスケジュールで、司法修習に行かないことを前提とした採用を行う制度が導入されている。

この制度の下、法務区分では、平成24年度は、応募者95人で合格者35名、平成25年度は応募者150人で合格者36名、平成26年度は応募者87名、合格者39名となっている。

表 19

国家公務員総合職試験（法務職区分）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
出願者数	95	150	87
合格者数	35	36	39

このように新しい法曹養成制度の下、平成18年度から新司法試験が実施されたことに対応して、国家公務員の採用方法も改革がなされており、この間、(新)司法試験合格者で国家公務員を目指す者は一貫して増加していたが、平成26年度には、受験者が減少しており、また、その最終的な採用者数も一桁にとどまっている模様で、法曹の職域拡大の実績という視点からは、いまのところ大きな役割を果たしていないと言わざるを得ない。

(ウ) 「国の行政機関等」の法曹有資格者の採用の現状に関する調査

平成26年11月20日開催の法曹養成制度顧問会議に、「法曹有資格者の採用の現状に関する調査 単純集計表（国の行政機関等）」が示されており、国家公

務員としての弁護士の採用状況が示されている。

その記載を大まかにまとめると、平成26年8月1日現在の数字で、弁護士の在職人数（常勤）は124名、10名以上が所属する官庁は、金融庁32名、消費者庁22名、公正取引委員会18名、経済産業省13名となっている。非常勤では、文部科学省が202名を採用している点で突出しており、他の官庁はゼロか一桁である^{xviii}。弁護士登録をしていない司法試験合格者（新司法試験合格者を対象とした採用試験で採用されたものに限る）の在職人数は24名であり、前節で取り上げた法務職の合格者数が平成24年以降毎年35名強であったことからすると、採用された者が限られた数であることが明らかである。

しかしながら、平成18年1月1日時点での、弁護士在職人数（常勤）が47名だったことも報告されており、8年間で2.5倍強になっており、限定的ではあるが増加傾向にはある。

なお、法曹養成制度から国家公務員への進出の今後の動向については、平成24年度の国家公務員試験の改革により法科大学院出身者が受験しやすくなった上、平成27年度より、国家公務員試験の日程が従来の司法試験前から、司法試験後へと日程の変更が行われ^{xix}、法科大学院修了生が受験しやすくなるため、法科大学院進学者の若年化と合わせて法科大学院の修了者から国家公務員に進むが増える可能性があり、司法試験合格者の動向についても今後どのような影響を与えるのか注目するべきであろう。

イ 地方公務員

法曹有資格者が地方自治体に常勤職員として勤務する者は、従前から例がある。しかし、弁護士資格を有する形で勤務するのは例外的な事例であった。

現在では、国家公務員同様、弁護士法の改正と任期付公務員の制度の創設により法的な裏付けが与えられ、平成26年3月段階での日弁連の調べによると、64人中49人が、この制度によって採用されている^{xx}。

さらに、平成26年10月時点の日弁連調べでは、1741自治体のうち、62自治体に80名の弁護士が勤務していることが明らかにされている^{xxi}。実数として国家公務員の常勤職員としての弁護士数の6割程度に止まっているものの、そこに示されている自治体は、政令指定都市はもちろん、中核都市、さらに小さな自治体まで、極めて多様なレベルの自治体で採用が進んでいる。明石市の戦略的

な活用が有名であるが^{xxii}、事例が重ねられるに従ってその活用方法や効用が明らかになり、また、弁護士にとっても自治体内での業務の在り方や役割の理解がしやすい環境が整えば、一層展開する可能性を秘めている。

5. まとめ

以上、司法制度改革によって目指された、これまでの法曹の給源を質量ともに拡大して「多様な人材」を確保を目指したことの成否と、これまで以上に「社会の様々な分野」に法曹が進出している状況や今後の可能性に関わる最近の動向を取り上げてきた。

法曹志願者の激減の状況とともに、司法制度改革が目指した「法曹像」は、制度としてその基盤となる「多様な人材」の獲得機能を喪失しつつある。それが目指した人材構成の供給力が下がったところで、少なくとも企業法務の領域では拡大の方向が見られるという状況である。公務員への進出も拡大傾向にあるが、現状では限定的である。とはいえ、試験内容や試験の日程の変更などがなされており、制度的な対応で大きく状況が変わりうる領域なので、企業法務と合わせて進出先として確保されて行くとすれば、新たな展望を見出すことができるかもしれない。

この様に出口の「多様化」が進む一方で、現状では、法曹養成の主たる担い手である法科大学院制度において、法学部卒業者の囲い込みに加え、飛び級による入学者確保が推奨されるなど、司法制度改革の言う「多様な人材」の獲得を放棄する施策が取られている。

少なくとも、司法制度の担い手として、多様な専門分野の人材や社会経験を持つ者が多数含まれ、司法と「社会の様々な分野」との架け橋になることは、一層の「法の支配」の確保のための条件である。出口の確保への努力はますます必要であるが、それと同時に、改めて目指されていた「多様な人材」の確保の方策の工夫が課題であることを指摘しておきたい。

i 本稿は、米田憲市「司法制度改革が目指した「法曹像」とその帰趨—法曹志願者の動向と職域拡大に見る法と社会—」法律時報第86巻9号（2014）pp.51-56作業を基礎として、紙幅の事情などから省かざるを得なかった数値などを具体的に示し、新たな資料を加えて、より詳しい分析や扱わなかった論点へ

- の発展的な言及を行うものである。そのため、一部既発表論文との文言の重複がある。
- ii 『司法制度改革審議会意見書』 <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report-dex.html>(平成26年11月25日閲覧。以下、URLはすべてこの日が最終閲覧日である)。以下、これを『意見書』呼び、同『意見書』の頁数を示す場合、このサイトのページからリンクされているpdf版の頁数である。また、これを引用する場合、< >で示す。
 - iii 適性試験には、平成15年度から22年度まで実施されていた、大学入試センター主催のもの（以下、「DNC適性試験」と呼ぶ。報告書は、<http://www.dnc.ac.jp/data/houkadaigakuin.html>）と、日弁連法務研究財団主催のもの（以下、「財団適性試験」と呼ぶ。報告書は、http://www.jlf.or.jp/tekisei/touitsu_kakokekka.shtml）があり、平成23年度以降実施されている、法科大学院協会、日弁連法務研究財団、商事法務研究会で構成される適性試験管理委員会が実施するもの（以下、統一適性試験。「実施結果」はhttps://www.jlf.or.jp/jlsat/kako_kekka.shtml）の3種がある。
 - iv 現在の動向は二次曲線に非常に近似しており、平成28年度までは減少が続く曲線を描いている。いずれにしても、法曹養成制度を巡る状況は変化し続けており、現在の動向に変化があるとすれば、それが今後どのような要因によるものか興味深い。
 - v 法科大学院の入学試験における「適性試験」の扱いは、全ての法科大学院が大学入試センター主催のものを採用し、多くの法科大学院が日弁連法務研究財団のものでもよく、成績のよい方を提出することができるとしていた。その成績の判定には、日弁連法務研究財団が「等価」という作業下に「対応表」を作成公表しており、各法科大学院で換算作業をしていた。実施主体が異なるため、「適性試験」の受験者の実員数やその出身学部についての完全な情報は把握できず、大まかな傾向を把握できるに過ぎない。
 - vi 「参考情報」は、「司法試験予備試験の結果について」(http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07_00027.html)の各年度の結果の情報のリンク先の、「口述試験（最終結果）」のリンク先に掲載されている。
 - vii 企業法務への法科大学院出身者の進出状況について取り上げた、米田憲市、「企業の採用実績と法科大学院キャリアー企業内弁護士から法務博士(専門職)までの概観」, ロースクール研究, No.20, pp.26-35 (2012).のなかで、企業内弁護士の進出状況を取り上げたことがある。
 - viii 日本経済新聞平成26年4月14日夕刊1面
 - ix 組織内弁護士協会については、<http://jila.jp/> 参照。
 - x 組織内弁護士協会「企業内弁護士数の推移（2001年～2014年）2 修習期別企業内弁護士数の推移」 <http://jila.jp/pdf/transition.pdf>
 - xi 2014年の段階では、企業内弁護士は登録弁護士数の3.3%に過ぎないが、1179人という実員数は、東京三会（16588人）、大阪（4140人）、横浜（1434人）、福岡（1089人）に次ぐ規模であることに、注目すべきである。
 - xii 実際の増加傾向は2次曲線に近似しており（ $R^2=0.9901$ ）、そうであれば2018年には2000人を超え、2021年には2500人超、単年度で300人を超える増員になってゆくことになる（あくまで、この曲線の通りの傾向が続けばではあるが）。
 - xiii 米田憲市「企業法務への法曹有資格者進出の新たなステージにむけてー「企業における法曹有資格者の活用に関する実態調査」から」NBL, No.1001, pp.6-9 (2013)に、より詳しい結果が報告されている。
 - xiv 小島武司・米田憲市監修、『会社法務部〈第10次〉実態調査の分析報告』, 別冊NBL ((株) 商事法務), No.135, (2010) pp.108-109

- xv その成果が、「法曹有資格者の公務員登用促進に関する協議会取りまとめ」である。<http://www.moj.go.jp/content/000004502.pdf>
- xvi 将来的には、これとは別に各省庁が実施する「経験者採用試験」も進出の道となる可能性もある。<http://www.jinji.go.jp/saiyo/keiken.htm>
- xvii 「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）。
- xviii これは、原子力損害賠償紛争解決センターでの採用によるものと思われる。
- xix 国家公務員試験については、<http://www.jinji.go.jp/kisya/1401/27saiyoushiken-ushirodaoshi.pdf>を、司法試験については、<http://www.moj.go.jp/content/000125740.pdf>を参照。
- xx <http://www.moj.go.jp/content/000111310.pdf>
- xxi <http://www.nichibenren.or.jp/recruit/lawyer/sosikinai/data.html>
- xxii http://www.city.akashi.lg.jp/soumu/jinji_ka/shise/saiyo/saiyojoho/senmonse/